慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国の食料及び原料
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.1 (1917. 1) ,p.103- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170107-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を

國力膨脹の新年を祝し
併て
塾員塾生諸彦の隆祥を祝す

東京銀座通
尾張町
澤田洋服店
店主 店員 一同
電話新橋二三三七
振替口座八八二八

▽澤田は三十年に近き最良の經驗と尚ほ絶へ間なき最善最新の努力とにより常に其調製服が何れのものよりも超越せん事に腐心しつゝり
▽故に澤田裁縫の洋服が最も廣く紳士間に愛好せられ且益勢力を占むる所以なれ

英國式裁縫
米國式裁縫
毛織物販賣

▽市内は御報次第參上見本豐富に御高覽に可供候▽

雜錄

英國の食料及び原料

氣賀勘重

戰後の貿易政策に關しては各國の識者論客の其說を立つる者少なからず。中にも自給自足を主眼とせる國民經濟獨立の思想は目下交戰各國内に於て唱導せらるゝやの風あり。然れど實際の貿易政策は各其國家に關する當時の確然たる事實を基礎として之が案を立つるに非ざれば決して有効なる結果を收め得可きに非ず。漠然たる戰後貿易策の思潮に對し實際の事實を提示して其省慮を促さんとの旨意より、英國の「エコノミスト」誌が同國の食料品及び原料類の供給狀態に關して去る十一月四日及び十一日の誌上に掲げたる左の數字と說明とは縱令ひ直接に我國の貿易に關係する所少なきも、一は貿易政策立案者の參考として又一には英國の經濟關係を闡明するの料として一讀に價するものあり。此等の數字は戰爭破烈前最終の年度に於ける同國食料及び原料の供給額を英帝國領土内、同盟諸國、中立國並に敵國に區別し之を列示せるものにて、戰後に於ける所謂る經濟的獨立又は經濟的同盟の實施に對する困難の程度を事實的に示さんと試みたるものゝ如し。依つて左に其概略を譯出す。

一

左の表は一九一三年度に於て各價格總計二千萬磅以上に達せる食料品及び原料を英國に輸入せる十個の國々を列擧したるものなり、(表の數字の單位は百萬磅とす)。

國名	英帝國領土 食料	英帝國領土 原料	英國の同盟國 食料	英國の同盟國 原料	中立諸國 食料	中立諸國 原料	敵國 食料	敵國 原料
合衆國	—	—	—	—	五〇、四	六四、五	—	—
アルゼンチン	—	—	—	—	三五、八	六、三	—	—
英領印度	二〇、〇	二一、四	—	—	—	—	—	—

國名	內英帝國領土 食料	內英帝國領土 原料	英國の同盟國 食料	英國の同盟國 原料	中立諸國 食料	中立諸國 原料	敵國 食料	敵國 原料
露西亞	—	—	—	—	—	—	—	—
濠太利	一五、六	一八、四	一五、三	二二、八	—	—	—	—
加奈太	二〇、九	七、七	—	—	—	—	—	—
丁抹	—	—	—	—	二三、三	、三	—	—
獨逸	—	—	—	—	—	—	一六、五	七、一
埃及	〇、七	二〇、三	—	—	—	—	—	—
ニユージーランド	九、九	一一、四	—	—	—	—	—	—
合計	六六、一	七九、二	一五、三	二二、八	一〇九、五	七一、一	一六、五	七、一

此表より觀れば、英領印度、濠太利、加奈太、「ニユー、ジーランド」及び埃及の英帝國五大領土より英本國に輸入せる（第一類）食料品、飲料及び煙草の總價格は六千六百十萬磅にして（第二類）原料及び未製品の總額は七千九百二十萬磅なり。今之に加ふるに、斯表に表されたる唯一の同盟國たる露國よりの輸入額を以てするも其合計は一億八千三百四十萬磅にして、米國「アルゼンチン」及び丁抹の三中立國よりせる輸入の總額を超過せること僅に三百萬磅に滿たず。然かも此等三中立國よりの輸入額に加ふるに斯表中の唯一敵國たる獨逸よりの輸入額を以てせば其總計は遙に帝國領土及び同盟國よりの輸入を超過せるものあるなり。然れば戰後に於て現在の敵國は勿論更に中立諸國の輸入に對して或る差別的租稅を課するに於ては其差別は英國に於ける最主要なる輸入品の過半に影響を及ぼす可きなり。

次に左の一表は同じく一九一三年度に於て總計五百萬磅乃至二千萬磅に達する食料及び原料を英國に輸入したる十一個の邦國を揭ぐ。（數字單位は同じく百萬磅とす）

國名	英帝國領土 食料	英帝國領土 原料	英國の同盟國 食料	英國の同盟國 原料	中立諸國 食料	中立諸國 原料	敵國 食料	敵國 原料
和蘭	—	—	—	—	一七、二	二、三	—	—
佛蘭西	—	—	九、二	六、九	—	—	—	—
西班牙	—	—	—	—	五、二	六、四	—	—
南亞聯邦	〇、二	一一、二	—	—	—	—	—	—
瑞典	—	—	—	—	二、五	七、五	—	—
伯剌西	—	—	—	—	一、四	八、六	—	—
錫蘭	四、五	三、二	—	—	—	—	—	—
海峽殖民地	〇、九	六、六	—	—	—	—	—	—
自耳義	—	—	二、三	三、六	—	—	—	—
墺洪王國	—	—	—	—	—	—	—	—
諸威	—	—	—	—	一、四	三、九	五、一	〇、三
合計	五、六	二一、〇	一一、五	一、〇五	二七、七	二八、七	五、一	〇、三

此表のみより觀れば、英帝國領土內より來る食料品の供給は比較的僅少にして、表中唯一の敵國たる墺洪國よりせる輸入を超ゆること五十萬磅に過ぎず。原料品に就ては南亞聯邦は頗る巨額の供給を爲し、其額は兩同盟國佛蘭西及び白耳義の合計を少しく超過すれども、併し西班牙及び瑞典の兩中立國よりせる輸入に及ばざること遠きの狀なり。

斯表中の三領土即ち南亞聯邦、錫蘭及び海峽殖民地より輸入せる食料及ひ原料品の總額は二千六百六十萬磅にして、斯表中に現はれたる中立諸國全體よりの輸入總額の半よりも少なし。此等帝國領土の輸入に加ふるに同盟諸國即ち佛國及び白耳義よりの輸入を以てするも其合計は四千八百六十萬磅にして、中立諸國よりの輸入總計五千六百四十萬磅に比すれば之を下ること

英帝國領土		英國の同盟國	
食料	原料	食料	原料
七一、七	一〇〇、二	二六、八	三三、三
合計	一七一、九	合計	六〇、一

上掲二表中に擧げたる英帝國の八領土よりせる輸入の合計は斯の如く一億七千百九十萬磅にして、三個の同盟國よりせる輸入總計は六千十萬磅、八個の中立國よりせる輸入は總計二億三千七百萬磅にして二大敵國よりの輸入は二千九百萬磅なり。此二表に擧げたる以外の世界各國よ

と遙に遠きを見る。然れば若し英國が當今英帝國に屬せる諸領土並に現時の同盟國たる諸邦よりせる輸入の外、爾餘一切の諸國よりせる此等輸入品に課稅するに於ては、其結果は直に此等中立國及び敵國よりせる食料品及び原料類の供給を減じ、英本國民に對する其供給の經費を增加するものある可し。

前掲二表の撮要（單位百萬磅）

中立諸國		敵國	
食料	原料	食料	原料
一三七、二	九九、八	二一、六	七、四
合計	二三七、〇	合計	二九、〇

り英國に輸入せる食料及び原料品の總計は七千四百萬磅にして、其中、土耳其、智利、伊太利の三國は各何れも四百萬磅乃至五百萬磅、又「ニグリヤ」支那「キュバ」、馬來聯邦及び秘魯は各三百萬磅乃至四百萬磅の輸入を爲せる邦國たり。

二

次に英國に於ける輸入食料品及び原料類中如何なる貨物が主要なる輸入品なるやに關しても同國各方面の人士中頗る漠然たる觀念を有する者多數なるの有樣なるが故に、此に一九一三年度に於て其輸入價格總計百萬磅以上に達せる此種輸入品の品目を列擧解剖して其の實際を示すも亦頗る有要のことなる可し。食料品中には此種の重要輸入品に屬する物十三種あり、又原料品中には英國貿易年報の分類に據れば等しく十種の擧ぐ可きものあるを見る。左れば吾人は左表に於て先づ此等食料品輸入の實況を示す可し。但し此表中の各種商品の順序は其供給に就て英國が從來英帝國領土よりも寧ろ外國に依賴せること多きに從ひ、其多きものより順次之を排列せるものと知る可し。（單位は千磅とす）

輸入品名	輸入總價格	外國よりの輸入 價格	外國よりの輸入 總輸入額に對する百分率十割分一〇〇	英國領土よりの輸入 價格	英國領土よりの輸入 輸入總額に對する百分率十割分
雞卵	九、六〇〇、	九、六〇〇、	九九、	二〇〇、	二、
玉蜀黍	一三、八〇〇、	一三、六〇〇、	九六、	一、〇〇〇、	四、
砂糖	二三、一〇〇、	二二、一〇〇、	九六、	二〇〇、	四、
豚脂	五、六〇〇、	五、三〇〇、	八六、	一、七〇〇、	一四、
菓實（生）	一二、一〇〇、	一〇、四〇〇、	八六、	八〇〇、	一四、
燕麥	五、七〇〇、	四、九〇〇、	八一、	四、六〇〇、	一九、
牛酪	二四、一〇〇、	一九、五〇〇、	七九、	一、二〇〇、	二一、
野菜	五、五〇〇、	四、三〇〇、	七四、	一三、九〇〇、	二六、
肉	五五、三〇〇、	四一、四〇〇、			

輸入品名	輸入總價格	外國よりの輸入 價格	外國よりの輸入 總輸入額に對する百分率十割分	英國領土よりの輸入 價格	英國領土よりの輸入 輸入總額に對する百分率十割分
大麥	八、一〇〇、	五、九〇〇、	七三、	二、二〇〇、	二七、
小麥及小麥粉	五〇、二〇〇、	二六、五〇〇、	五三、	二三、七〇〇、	四七、
乾酪	七、〇〇〇、	一、三〇〇、	一八、	五、七〇〇、	八二、
菜	一三、八〇〇、	一、七〇〇、	一三、	一二、一〇〇、	八七、

即ち雜卵の供給に就ては一九一三年度中英國は英本國内に產するものゝ外、全く外國に依賴し、玉蜀黍に就ては英帝國領土より輸入せるものは總輸入額の百分の一に過ぎず、砂糖に就ては輸入總額二千三百餘萬磅の多きに達せるに拘はらず、其殖民地より輸入せるは僅々總額の四分に過ぎず、生菓實に就ても等しく八割四分の多數は之を外國に仰ぎたるの有樣なり。其他牛酪は其總額の僅に五分の一弱を殖民地より得たるに過ぎざるも、肉類に就ては四分の一餘を殖民地より輸入し、小麥及び穀粉に就ては總輸入額の殆ど一半を帝國領土内より得たるの計算なり。然れど濠太利及び「ニュー、ジーランド」よりせる小麥、肉類及び乳產物の輸入が最近十年來著しく增加せるは英國に取りて頗る滿足す可き狀態なりといふ可し。

次に等しく一九一三年度中に英國へ輸入されたる重なる原料品を前掲食料品と同一の順序に從つて表に掲ぐれば左の如し。（單位千磅）

輸入品名	輸入總價格	外國よりの輸入 價格	輸入總額に對する百分比率	英國領土よりの輸入 價格	輸入總額に對する百分比率
鐵鑛石	七、四〇〇、	七、三〇〇、	九八、	一〇〇、	二、
棉花	七〇、六〇〇、	六八、六〇〇、	九七、	一、九〇〇、	三、
製絲材料	五、八〇〇、	五、五〇〇、	九五、	三〇〇、	五、
木材	三三、八〇〇、	二八、三〇〇、	八四、	五、五〇〇、	一六、
金屬鑛石（鐵を除く）	一〇、二〇〇、	七、五〇〇、	七三、	二、七〇〇、	二七、
油子、胡核、油等	四一、六〇〇、	二五、五〇〇、	六一、	一六、一〇〇、	三九、
雜材料	三九、八〇〇、	二一、九〇〇、	五五、	一七、九〇〇、	四五、
皮革	一五、一〇〇、	七、〇〇〇、	四七、	八、〇〇〇、	五三、
纖維材料（棉花及羊毛を除く）	一九、八〇〇、	九、二〇〇、	四七、	一〇、五〇〇、	五三、
羊毛	三七、七〇〇、	九、三〇〇、	二四、	二八、四〇〇、	七六、

鐵鑛以外の金屬鑛石中に於ては錫鑛最も多く、其總輸入額三百三十萬磅にして、內二百七十萬磅は之を外國に仰ぎ、殘餘六十萬磅即ち約一割八分は英帝國領土內よりの輸入に係れり。油子、胡核等の製油材料中、主なるものは亞麻仁にして其輸入額總計七百二十五萬磅、內四百四十萬磅即ち六割一分は英國の領土內よりの輸入にして、殘餘二百八十萬磅は外國に仕拂へる金額なり。亞麻仁に次くは獸脂の三百二十萬磅、櫻櫚油の二百三十萬磅にして、其中獸脂の二百三十萬磅、櫻櫚油の二百十萬磅は何れも英帝國の屬領內より輸入せるものに係れり。

其他、雜材料と題せる項目中最も主要なるものは護謨にして、其價格總計二千五十萬磅中、

一千百七十萬磅即ち約五割七分は英國殖民地よりの輸入に係り、殘餘八百八十萬磅は外國よりの輸入に屬せり。又棉花及び羊毛以外の纖緯材料中輸入の主なるものは黃麻にして其價格總計九百二十萬磅、然かも此全額は悉く英帝國の領土內より輸入せるものたり。

三

前揭の諸表に據れば英國の輸入せる主要なる食料品は一九一三年度に於て輸入總價格五千五百萬磅を算せる肉類以下、輸入總計五百五十萬磅を算せる野菜類に至るまで十三種の多きに達し然かも此等の輸入品は茶及び乾酪を除くの外殆ど悉く其大部分を屬領以外の外國より仰ぐの有樣にて、唯た小麥及び穀粉の輸入が領土內よりせるものと外國よりせるものと略々相半ばするに過ぎざるを知る可し。今更に一步吾人の研究を進めんが爲め、此等十三種中より肉類及び豚脂の二種を撰み、其輸入の原產地を類別して之を左表に示さん。但し此二種食料品の輸入總額は合計六千九十萬磅なるも、比較的重要ならざる邦國（其輸入額合計六百十六萬九千磅）は繁を避けんが爲に之を省略せり。

肉類及び豚脂の輸入（單位千磅）

	英國屬領より	同盟諸邦より	中立諸國より
牛肉（鮮肉、冷肉、凍肉）			
濠太利	二、一三四千磅	アルゼンチン	一二、八一五、
ニユー、ジーランド	三九三	ウルガイ	七〇七、
牛肉（鹽漬又は保藏せる）			
濠太利	一、一三四	アルゼンチン	七六七、
羊肉（凍肉）			
ニユー、ジーランド	四、九六五、	米國	五六一、
濠太利	三、一二八、	丁抹	八、八六六、
豚脂		米國	八、八三八、
加奈太	二二九	和蘭	六三四、
合計	一三、一八三、	アルゼンチン	一、九〇八、
		智利及ウルガイ	五八二
		米國	五、一八五、
		合計	四〇、八六三、

ベーコン及びハム

加奈太	一、二〇〇、	露西亞	六八五、

然り而して一九一三年度に於ては當今の敵國たる獨墺其他より仰げる肉類及び豚脂は一も存することなし。之に反して中立諸國よりの輸入額は其總價格に於て英領殖民地より輸入せる總額の殆ど三倍に達せること斯表に依りて明なり。即ち英帝國の屬領せる此兩種食品の總價格は千三百十八萬三千磅にして、露國よりの輸入は六十八萬五千磅而して中立諸國よりせる輸入額は實に四千八十六萬三千磅に達せるなり。然れば今此等中立國よりの輸入に課稅するとせば是れ恰も英國が海外より輸入する肉類總額の四分の三に對し其價格を增加せしむるものにて、從つて英國內より供給せらるゝ肉類の價格をも亦等しく騰貴せしむるの結果を免れざる可し。

次に英國に對する牛酪、鷄卵及び乾酪の輸入關係を示せば左表の如し。

牛酪、雞卵及び乾酪の輸入（單位千磅）

英國屬領より

牛酪

濠太利	三、二一一、	露西亞	三、八三一	丁抹	一〇、六五八
ニュージーランド	一、三五一、	佛蘭西	一、五〇五、	瑞典	二、〇四八、
				和蘭	九二二、
				アルゼンチン	三九五、

雞及び卵

埃及	三五七、	露西亞	四、七四五、	丁抹	二、二九七、
		佛蘭西	三二六、	和蘭	四九一、
		伊太利	四二一、		

乾酪

加奈太	四、〇三一、	伊太利	三四四、	和蘭	七六〇、
ニュージーランド	一、六八五、				
合計	一〇、六四三、	合計	一一、一七二、	合計	一七、五七一、

合計　五九二、

由是觀之、此等三種の食料品に就ては英國現下の盟邦たる露佛伊の三國は英國の屬領よりも遙に多量の供給を英國に提供しつゝある次第なれども、併し中立諸國よりせる輸入は更に遙に其上に位せり。即ち三國同盟よりの輸入合計千百十七萬二千磅、濠洲、「ニュー、ジーランド」加奈太及び埃及よりの輸入總計一千六十四萬三千磅に對して中立國の輸入合計は一千七百五十七萬一千磅を示せるなり。

更に轉じて英國に於ける主要なる穀類の輸入を觀れば左表の如きものなり。

主要穀類の輸入（單位千磅）

英國屬領より

小麥（穀粒）

加奈太	八、八〇四、	露西亞	一、九八五、	米國	一三、九五三、
英領印度	七、九九九、			アルゼンチン	六、一三七、
濠太利	四、四二七、			智利	三二六、

小麥（穀粉）

加奈太	二、二六二、	佛蘭西	一三八、	米國	三、二四七、
濠太利	一八八、			アルゼンチン	七八、

大麥

英領印度	一、三〇八、	露西亞	一、八四七、	米國	一、八五三、
加奈太	八三三、	羅馬尼	四五八、	丁抹	二一二、
		チュニス	一四一、		

玉蜀黍

		露西亞	四九〇、	アルゼンチン	一〇、八五二、
		羅馬尼	二八七、	米國	一、九二三、

燕麥

加奈太	七五一、	露西亞	八六五、	アルゼンチン	一、八九二、
		羅馬尼	一七一、	米國	四六五、
				智利	二六九、

合計　二六、五七二、　合計　六、二八二、　合計　四一、二〇七、　合計　二、七三四、

斯表に示せる五種の穀類に就て之を觀れば、英國が此等の輸入穀物に對して支拂へる總額七千六百七十九萬五千磅中約二千六百五十萬磅は英領印度、加奈太及び濠太利に、六百二十八萬磅は現在の盟邦諸國に、而して二百七十三萬磅は現在の敵國諸邦に支拂はれたるも、殘餘なる大半四千百有餘萬磅は實に中立諸邦に支拂はれたるなり。是に於てか、吾人は又此種食料品の供給に關しても英國が其屬領及び現下の盟邦以外の諸國に依賴すること頗る大なるものあるを覺えざるを得ざるなり。

其他、茶の供給に就ては英領印度よりの輸入七百八十三萬九千磅、錫蘭よりの輸入四百十七萬九千磅にして、中立國たる瓜哇よりの輸入七十三萬一千磅、支那よりの輸入六十萬八千磅、和蘭よりの輸入三十四萬一千磅といふ有樣なり。即ち英領よりの輸入其大部分を占むるも、砂糖の輸入に至りては次表の示すが如く大に之と趣を異にせり。

砂糖の輸入（單位千磅）

英國屬領より		同盟諸國より		中立諸國より		敵國より	
英領西印度	四三五、	白耳義	六九二、	和蘭	二、五八五、	獨逸	一〇、八九五、
英領ギアナ	二五一、	佛蘭西	三五七、	キュバ	二、二四九、	墺洪國	四、二五一、
モーリチアス	二〇七、	葡領東亞非利加	一〇五、	丁抹	三〇八、		
				秘魯	二六六、		
合計	八九三、	合計	一、一五四、	合計	五、五〇八、		一五、一四六、

露國よりせる砂糖の輸入は一九一一年度には百六十八萬磅、一九一二年には百五十三萬二千磅の巨額を示せしも、一九一三年には激減して三萬八千磅の少額と爲れり。而して上記の表に據れば英國が砂糖の輸入に對して支拂へる合計二千三百有餘萬磅の代價中、其一千五百餘萬は實に目下の敵國諸邦に支拂はれ、其殘餘中約五百五十萬磅は中立諸國に支出され英帝國の熱帶所領並に同盟諸國に支拂はるゝ金額は僅々二百有餘萬に過ぎざるなり。

さはれ、砂糖の問題は嘗て「デスレリー」の其著「ベンチング」傳に言へるが如く、幾多の政府に取りて縱令ひ致命的ならざるも兎に角頗る之を苦むるの問題にして、英國の如き將來に於て再び喧しき議論の題目と爲るの兆なきに非ざれば、識者の特に考慮す可き一問題たる可きも、此には唯々取つて以て研讃の資に供す可き次の一表を掲ぐるに止む可し。英本國内に於て生産するを得ざる砂糖は如何なる砂糖も之を英帝國内の諸洲中より仰ぐを得るに至らざる可らずとの議論の幾多有力者間に唱導されつゝある目下の實情より觀れば此一表は特に注意して研究するの價ある可し。斯表は數週前公表されたる英領殖民地統計撮要第三百四十七頁より拔粹編成せるものにて、濠太利共和國に於ける甘蔗耕作面積、砂糖生産額並に砂糖の輸出入額を示せるものなり。

濠洲砂糖統計（面積並に重量共千位以下切棄）

年度	甘蔗耕作面積	砂糖産額	砂糖輸入額	砂糖輸出額 内國糖	砂糖輸出額 外國糖	砂糖輸出總額
	千英町	千荷	千荷	千荷	千荷	千擔
一九〇五、	一五六、	三、四四五、	四九九、	一二、	二一一、	二二三、
一九〇六、	一五四、	四、一一二、	八四一、	一〇、	一七五、	一八五、
一九〇七、	一四五、	四、三五〇、	一二四、	二四、	三四二、	三六六、

年度	甘蔗耕作面積	砂糖產額	砂糖輸入額	砂糖輸出額 内國糖	砂糖輸出額 外國糖	砂糖輸出總額
	千英町	千噸	千噸	千噸	千噸	千噸
一九〇八、	一四一、	三、三二二、	三九二、	一〇、	二八五、	二九五、
一九〇九、	一四二、	二、九八八、	二、九九六、	四、	一五七、	一六一、
一九一〇、	一五六、	四、六七一、	六八一、	二、	一三〇、	一三二、
一九一一、	一四四、	三、八一二、	六六七、	一六、	一三一、	一四七、
一九一二、	一五六、	二、五九八、	一、九七一、	二、	四三、	四五、
一九一三、	一六一、	五、三〇一、	一、四九八、	〇、	六八、	六八、
一九一四、	一七三、	——	三四九、	三、	二五九、	二六二、

此表より觀れば、濠洲に於ける甘蔗栽培平均面積は一九一〇年乃至一九一四年の五年間に於ては十五萬八千英町（エーカー）にして、其以前の五年間に於ては十四萬八千英町なり。即ち少許の增加を示せるが如くなれども一九一二年に於ける栽培面積は一九一〇年並に一九〇五年の栽培面積と全然相等しく、此九個年間に於ける栽面培積の殆ど全く增加せざるの事實を示せり。且一九一四年の栽培面積も一九〇五年に比し、僅に一萬七千英町を增加せしに過ぎざるに、然るに其一方に於ては一九一二年の砂糖生產額は一九〇五年の產額よりも少なきこと八十四萬七千荷（ハンドレットウエート）に達せるの事實あり。濠洲の人口は常に增加しつゝあるが故に、一九〇五年に二十二萬三千荷を輸出したる其輸出糖が一九一二年に四萬五千荷に減じたるは寧ろ自然の數といふ可く、然かも此等の輸出糖は殆ど全部輸入糖より成るの實あるなり。由是觀之、英本國が近き將來に於て其所要糖の一大部分を濠洲殖民地よりの輸入に仰ぎ得るに至る可しとの議論は確乎たる根據なき空論といはざる可らず。然り而して九月六日「メルホルン發の「エコノミスト」通信員の報告は更に的確に吾人の論據を證明するの一材料と爲るものあり。曰く最近裁判所が「クインスランド」に於ける砂糖產地の勞働者の勞銀を約三割三分增加するの判決を下せる結果として、目下農業家も製糖業者も等しく口を揃へて、粗糖一噸十八磅てふ現下の糖價を以てしては到底糖業を繼續するを得ざる旨を公言するに至れり。甘蔗栽培者中幾多の人士は粗糖價格一噸六磅の引上を爲し得るに非れば其事業を停止せんとしつゝありといふ。併し、此引上を爲すに於ては粗糖價格は一噸二十四磅と爲る計算なり云々と。吾人若し英本國に於ける精製糖の價格が一九〇五年乃至一九一四年の十個年平均一噸に付十四磅十志（シリング）なりし事實に想到せば、英國の砂糖消費者が「クインスランド」より其供給を仰がんとするの議論に傾耳するが如きは到底期するを得ざる可し。（大正五年十二月十八日稿）

大戰前の獨逸の政策

占部百太郎

「大戰前の獨逸の政策」German Policy before the War は本年の夏頃倫敦のジョン・マアレー書店から上梓せられた小册子である。夙く讀むで見たいと思つて居たのであるが、未だ之を手に入るることすら出來ない。近刊の Nation（紐育發行）誌上に此書の細評が載つて居るから、不取敢茲に其梗概を紹介する事にした。

梗概を叙述する前に先づ著者の經歷を紹介する。著者 G. W. Prothero 博士は嘗てヨヤンバラ大學の歷史の教授であつたが、現に Quarterly Review の主筆である。博士は又 Cambridge Historical Series の編輯主任として近代史の各時期各國民に關する夫れ〴〵專門大家の手に成る單行本數十册を出版した。夫れから近代史學界の驚嘆措かざる Cambridge